

各課からのお知らせ

住民生活課 [戸籍係] ☎⑦1084 支所町民福祉課 [町民係] ☎⑧3111

マイナンバーカードに関するお知らせ

夜間・休日臨時窓口（予約制）をご利用ください

開庁時間内に窓口へ来ることが困難な方は、夜間・休日臨時窓口をぜひご利用ください。

マイナンバーカード申請後、ご自宅に送付された「交付通知書」に記載の必要書類を忘れずに持参いただくと、役場住民生活課又は支所町民福祉課の窓口で受け取ることができます。

※予約制（先着順）のため、予約がない日の窓口は開設いたしません。

※代理人での受け取りを希望される場合は、事前にご連絡をお願いいたします。

開設日	時間	受付期限
6月1日(日)	9時00分~12時00分	5月23日(金)
6月8日(日)	9時00分~12時00分	5月30日(金)
6月15日(日)	9時00分~12時00分	6月6日(金)
6月29日(日)	9時00分~12時00分	6月20日(金)
平日夜間	17時15分~19時00分	希望日の1週間前

総務課 [行革DX推進係] ☎⑦1281

操作に不安のある方へ安心サポート

スマホ個別相談会のおしらせ

スマートフォンの操作が不安な方へ、個別でサポートします。お気軽にご予約ください。

3G回線は令和8年3月末でサービス終了予定です。ガラケーからスマホへの乗り換えを検討中の方も体験用スマートフォンでお試し可能です！

■ドコモショップによる個別相談会

- ・日時／令和7年6月19日(木) 午前10時00分から午後1時00分（1組あたり1時間程度）
- ・場所／砂原公民館 第1会議室
- ・講師／ドコモショップ函館新道店のスタッフ
- ・相談内容／スマホに関するお悩みごと、故障に関するご相談など
- ・定員／6組（事前予約制）※ドコモご契約者に限らず相談可能です。
- ・相談料／無料
- ・持ち物／スマートフォン（お持ちの方）
- ・申込期間／令和7年6月9日(月)から令和7年6月18日(水)まで



役場総務課行革DX推進係☎⑦1281又は右記QRコードからお申込みください。
なお、定員を超える場合は、お断りさせていただくことがございます。



各課からのお知らせ

住生活課 [住民年金係] ☎⑦1084 支所町民福祉課 [民生係] ☎⑧3111

蜂の巣駆除について



毎年、町には蜂に関する相談が多数寄せられています。蜂の巣は放っておくと大きくなるため、小さいうちに市販の殺虫剤などで早めの対処をお願いします。

小さい蜂の巣を自分で駆除する場合は…

- ①スプレータイプの蜂用殺虫剤を用意します。
- ②蜂の活動が鈍る朝方か夕方に行いましょう。
- ③肌の露出が少ない服装で！服装（手袋や帽子も着用）は白い明るい色にしましょう。
- ④事前に足元や周辺の障害物を取り除いておき、周囲の安全を確認します。
- ⑤蜂の巣の出入り口に向けて殺虫剤を最初は距離をとって多めに噴霧します。飛んでくる蜂にも注意しましょう。
- ⑥飛んでくる蜂や巣穴から出てくる蜂がいなくなったら、殺虫剤の噴霧を止めて様子を見ましょう。
- ⑦安全が確認できたら、蜂の巣を棒などで突いて地面に落とし、幼虫にも殺虫剤を噴霧してください。弱った蜂が飛出してくることもありますのでご注意ください。

※※※蜂に刺されたときは、自己判断せず病院で受診しましょう。※※※

町では事業所等にできた蜂の巣駆除はいたしません！

下記に該当する場合、事業者責任において処理してください

- ①法人（事業所・商店）及び自営業者（農林畜産業・漁業等を含む）
 - ②集合住宅等（借家・社宅・社員寮等を含む）
 - ③倉庫・工場・事務所等の収入を得るための施設及び敷地
- ※ただし、自営業者等であっても、居住スペース（自宅・車庫等）については蜂駆除を行います。

住生活課 [戸籍係] ☎⑦1084 支所町民福祉課 [町民係] ☎⑧3111

戸籍に氏名の「ふりがな」が記載されます

令和7年5月26日から、戸籍法の改正により、戸籍に氏名の「ふりがな」が記載されるようになります。この制度のスタートに伴い、本籍地の市区町村から、戸籍の代表者（筆頭者）などに、これから戸籍に記載される予定の「ふりがな」が通知されます。

通知が届いたら必ずご確認を！（重要!!）

ふりがなに間違いがある場合

届出が必要です
市区町村に正しいふりがなを届け出てください。

森町に本籍がある方

令和7年8月下旬頃、通知発送を予定しています。

本籍が森町以外の方

本籍地の市区町村から通知が発送されます。発送時期などご不明な点は本籍地の市区町村へお問い合わせください。

ふりがなに間違いがない場合

届出は不要です
そのまま令和8年5月26日以降に戸籍に順次記載されます。

詳しくは法務省のホームページでご案内していますので、下記QRコードをご参照ください。



各課からのお知らせ

保健福祉子育て課 [介護保険係] ☎⑦1085

高齢者の方が住みなれた家や町で安心して暮らすために

介護保険サービスの利用のしかた

- ①サービスを受けるためには、役場窓口へ介護認定の申請が必要です。(代理人可)
 ※申請後、町職員等が訪問し、心身や生活状況の聞き取り(認定調査)を行います。
- ②要介護状態区分の決定・介護保険証の発行。(申請から保険証の発行まで約1カ月の期間がかかります)
- ③居宅介護支援事業所に連絡し、ケアプランを作成してもらいます。
- ④サービスの利用開始

自宅で利用するサービス

<p>○訪問介護 (ホームヘルプサービス)</p> <p>ホームヘルパーが訪問して、身体介護や生活援助をします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>身体介護の例</th> <th>生活援助の例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 食事や入浴の介助 オムツ交換、排せつ介助 通院時の乗車、降車介助 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 食事の準備や調理 衣類の洗濯 生活必需品の買い物 部屋の掃除や整頓 </td> </tr> </tbody> </table>		身体介護の例	生活援助の例	<ul style="list-style-type: none"> 食事や入浴の介助 オムツ交換、排せつ介助 通院時の乗車、降車介助 	<ul style="list-style-type: none"> 食事の準備や調理 衣類の洗濯 生活必需品の買い物 部屋の掃除や整頓 	<p>○福祉用具貸与</p> <p>車いすなどの福祉用具を借りることができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 車いす リクライニングベッド 歩行補助つえ 歩行器 など <p>※介護度によりレンタルできる品目が変わります。</p>
身体介護の例	生活援助の例					
<ul style="list-style-type: none"> 食事や入浴の介助 オムツ交換、排せつ介助 通院時の乗車、降車介助 	<ul style="list-style-type: none"> 食事の準備や調理 衣類の洗濯 生活必需品の買い物 部屋の掃除や整頓 					
<p>○訪問看護</p> <p>疾患などを抱えている人について、看護師などが自宅を訪問し、病状の観察や手当を行います</p>		<p>○特定福祉用具販売</p> <p>排せつや入浴など、特定の福祉用具の費用の9割から7割が支給されます。(費用上限10万円)</p> <ul style="list-style-type: none"> 入浴用いすや浴槽用手すり(着脱式のもの) ポータブルトイレなど 				
<p>○住宅改修費の支給</p> <p>特定の改修に対して、改修費用の9割から7割が支給されます。(費用上限20万円)</p> <ul style="list-style-type: none"> 手すりの取り付け 段差の解消 滑りにくい床材への変更 引き戸などへの扉の取り替え 和式から洋式便器への取り換え <p>※工事には事前の見積もり、審査が必要です</p>						

施設に通ったり、宿泊して利用するサービス

<p>○通所介護 (デイサービス)</p>	<p>○短期入所生活介護 (ショートステイ)</p>
<p>○通所リハビリテーション (デイケア)</p> <p>施設の送迎により、デイサービスセンターで食事・入浴等の介護や機能訓練を受けることができます。</p>	<p>○短期入所療養介護 (医療型ショートステイ)</p> <p>家族が不在の期間など、短期間施設に入所して介護やリハビリテーションを受けることができます。 ※介護に関する費用は1割から3割負担ですが、食費や滞在費は自己負担です(限度額あり)。</p>

※要介護度の区分によって1カ月で使える回数や日数が異なるサービスがあります。

詳しいことや介護に関する相談先

- 役場保健福祉子育て課介護保険係・・・☎⑦1085
- 地域包括支援センター・・・☎③2322
- 支所町民福祉課福祉保険係・・・☎⑧3111

各課からのお知らせ

保健福祉子育て課 [介護保険係] ☎⑦1085

令和7年度介護保険料について

令和7年度の65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料は次のとおりです。

★介護保険料の額は、介護保険サービスに必要な費用などから算出された「基準額」をもとに、ご本人の所得や世帯の課税状況に応じて決められています。

令和7年度介護保険料

※月額は基準額に割合をかけた金額です。

区分	段階	対象者	保険料 基準割合	保険料 (年額)	保険料 (月額)
世帯全員が 町民税非課税	1	●生活保護受給者 ●高齢福祉年金の受給者 ●本人の前年合計所得金額から ※1※2を控除した額+課税年金収入 額が80.9万円以下の方	基準額×0.285	23,500円	1,960円
	2	●本人の前年合計所得金額から ※1※2を控除した額+課税年金収入 額が80.9万円を超え120万円以下の方	基準額×0.485	40,100円	3,340円
	3	●本人の前年合計所得金額から ※1※2を控除した額+課税年金収入 額が120万円を超える方	基準額×0.685	56,700円	4,720円
本人は町民税非課 税だが、世帯員の 誰かが町民税課税	4	●本人の前年合計所得金額から ※1※2を控除した額+課税年金収入 額が80.9万円以下の方	基準額×0.90	74,500円	6,210円
	5	●本人の前年合計所得金額から ※1※2を控除した額+課税年金収入 額が80.9万円を超える方	基準額	82,800円	6,900円
本人が 町民税課税	6	●前年の合計所得金額から※2を控除し た額が120万円未満の方	基準額×1.20	99,300円	8,280円
	7	●前年の合計所得金額から※2を控除し た額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.30	107,600円	8,970円
	8	●前年の合計所得金額から※2を控除し た額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.50	124,200円	10,350円
	9	●前年の合計所得金額から※2を控除し た額が320万円以上420万円未満の方	基準額×1.70	140,700円	11,730円
	10	●前年の合計所得金額から※2を控除し た額が420万円以上520万円未満の方	基準額×1.90	157,300円	13,110円
	11	●前年の合計所得金額から※2を控除し た額が520万円以上620万円未満の方	基準額×2.10	173,800円	14,490円
	12	●前年の合計所得金額から※2を控除し た額が620万円以上720万円未満の方	基準額×2.30	190,400円	15,870円
	13	●前年の合計所得金額から※2を控除し た額が720万円以上の方	基準額×2.40	198,700円	16,560円

※1・・・公的年金等に係る雑所得

※2・・・長期譲渡所得、短期譲渡所得に係る特別控除

詳しいことや介護に関する相談先

役場保健福祉子育て課介護保険係・・・☎⑦1085

地域包括支援センター・・・☎③2322

支所町民福祉課福祉保険係・・・☎⑧3111

各課からのお知らせ

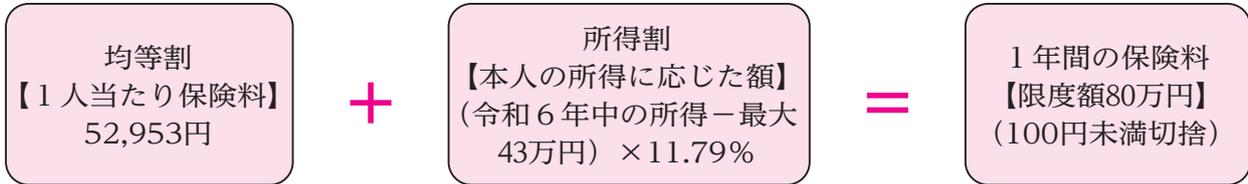
保健福祉子育て課 [国保児童係] ☎⑦1085

令和7年度の保険料等について

後期高齢者医療制度のおしらせ

■ 6月に保険料額を個別にお知らせします

◀ 保険料の計算方法 ▶



- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
- 所得とは、前年の収入から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。
- 前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

保険料（均等割）の軽減

均等割額が軽減される世帯の所得要件	軽減割合
43万円 + 10万円 × (給与所得者の数 - 1) 以下の世帯	7割
43万円 + (30.5万円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者の数 - 1) 以下の世帯	5割
43万円 + (56万円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者の数 - 1) 以下の世帯	2割

※軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。(被保険者ではない世帯主も対象となります。)
 ※給与所得者等とは、給与等の収入金額が55万円を超える方、もしくは、公的年金の収入金額が65歳未満で60万円、65歳以上で125万円を超える方を指します。
 ※昭和35年1月1日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

会社の健康保険などの被扶養者であった方の軽減

均等割額	5割軽減 (制度加入から2年を経過する月まで)
所得割額	負担なし

均等割の7割軽減に該当する場合は、7割軽減が優先。

◆ 保険料のお支払い方法

保険料の納め方は、原則「年金天引き」です。(申し出によって「口座振替」も可能) ただし、次の(1)～(3)のいずれかに当てはまる方は「年金天引き」の対象となりません。「納付書」または「口座振替」にてお納めください。

- (1) 介護保険料が「年金天引き」されていない方 (年金額が年額18万円未満の方)
- (2) 介護保険と後期高齢者医療の保険料の合計額が、介護保険料が天引きされている年金の受給額の半分を超える方
- (3) 新たに制度に加入された方の半年の期間

※社会保険料控除は、「年金天引き」の方は本人に、「口座振替」の方は口座名義人に適用されます。

▶▶▶ 保険料のお支払いが困難な場合は役場保健福祉子育て課国保児童係へご相談ください ◀◀◀

お問い合わせ先 / 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011 (290) 5601
 役場保健福祉子育て課国保児童係 ☎⑦1085

各課からのお知らせ

保健福祉子育て課 [国保児童係] ☎1085

40歳以上の国民健康保険被保険者の皆さまへ

1年に1回特定健診を受診しましょう!!

「通院中でいろいろな検査をしているから、特定健診は受けない」という方がいます。しかし、通院中でも特定健診の健診項目の全てを検査していない方もいます。定期受診とは別に1年に1回特定健診を受診して健康チェックをしましょう!



健診を受けるメリット①
 自分の身体の状態を自分で確かめられる

- ・今の健康な生活を続ける励みになる
- ・生活習慣病を軽症のうちに見つけられる
- ・病気が悪化していないか確認できる



集団健診のWEB予約はこちら!

健診を受けるメリット②
 将来の医療費抑制につながります

生活習慣病の増加や悪化は医療費増大の原因です。健診による病気の予防や早期発見は医療費抑制につながります。将来を担う子供達の負担を少しでも減らすためにも、特定健診にご協力をお願いいたします。

特定健診はどうやって受けるの?

令和7年4月末現在で国民健康保険に加入されている40歳以上の方に5月下旬に受診券(緑色のハガキ)を送付しています。

年度の途中で国保に加入された方には随時発送しますので、**受診の際は国保の資格が確認できるものと受診券をお持ちください。**

個別健診実施機関

- | | |
|---------------------|---------------------|
| 【予約が必要な医療機関】 | 【予約が不要な医療機関】 |
| ○森町国民健康保険病院 | ○遠藤内科医院 |
| ○新都市砂原病院 | ○村本外科医院 |
| ○鎌田医院 | ○えとう森町クリニック |
| | ○くがメディカルクリニック |

どんな検査をするの?

- 【基本項目】**
 問診・診察、身体計測、理学的検査(身体診察)、血圧測定、脂質検査(中性脂肪・HDL及びLDLコレステロール)、肝機能検査(GOT・GPT・γ-GTP)、血糖検査(空腹時血糖、HbA1c)、尿検査(尿糖・尿たんぱく)
- 【医師が必要と認めた場合に実施する項目】**
 貧血検査、心電図検査、眼底検査、血清クレアチニン検査
- 《お得なポイントその1》**
最大約12,000円の検査が無料で受診できます。
- 《お得なポイントその2》**
 集団健診実施希望の方は無料でがん検診を受診できます。

・集団健診のお申し込みは森町保健センター☎③2311にお問い合わせください。

みなし健診をご存知ですか?

「みなし健診」とは、通院中の病院で実施した検査結果をお持ちの方が、その結果を医療機関から森町へ提出することで特定健診を受診したとみなすことです。(結果の提出は、ご本人様同意のもとに行われます)これにより特定健診受診率向上にもつながりますので、普段通院しているから健診を受診しないという方も是非ご協力ください。

今年度は、森町国民健康保険病院・新都市砂原病院・遠藤内科医院・村本外科医院・くがメディカルクリニック・えとう森町クリニックで実施できます。

各課からのお知らせ

地域包括支援センター ☎③2322

認知症カフェ「オレンジの森」開催のお知らせ

認知症カフェ「オレンジの森」を開催します。認知症の方やご家族の方、地域住民などどなたでも気軽に集える場です。交流や情報交換などの機会です。お気軽にご参加ください。

日 程	令和7年6月24日(火)	令和7年7月2日(水)
時 間	午後1時00分から午後3時00分	午後1時30分から午後3時00分
場 所	森町国民健康保険病院 1階会議室	さわやかセンター・砂原
内 容	認知症カフェの紹介、相談	運動、茶話会
申込期限	令和7年6月18日(水)	令和7年6月26日(木)

▶開催予定／7月29日(火)、8月26日(火)、9月26日(金)、10月15日(水)、11月20日(木)、12月2日(火)

全開催日、定員は **20名**、参加費は **無料** です。

詳しい内容は右記QRコードをご参照ください。
お申込み・お問い合わせは地域包括支援センターまで！



森町 HP

地域包括支援センター ☎③2322

介護者リフレッシュ事業のご案内

森町では、ご家族を介護されている方を対象にリフレッシュ事業を行います。

毎日の介護で、疲れが溜まっていませんか？介護者同士の会話で心が軽くなるのではないのでしょうか。

参加対象となる方は、ぜひご連絡ください。

介護疲れを軽減することは、介護を受けるご家族のためにもなります。

対 象 者	現在、在宅で家族（要支援1以上に相当する方）を介護中であり、森町にお住まいの方 ※ご本人が施設入所中の方は参加できません。
日 程	令和7年7月23日(水) 午前11時00分から午後1時00分（受付開始／午前10時45分から）
場 所	森町公民館1階大会議室
定 員	15名
内 容	レクリエーション・懇談・昼食
参 加 費	200円
申込期限	令和7年7月15日(火)



お申込み・お問い合わせは地域包括支援センターまで！

各課からのお知らせ

防災交通課 [防災係] ☎️ 1282

防災行政無線戸別受信機の貸与について

森町の町民のみなさんを対象に災害情報や行政情報等をいち早くお伝えするため、戸別受信機を貸与しております。

戸別受信機の無償貸与対象者

森町の住家にはじめて戸別受信機を設置する場合は、設置費等を含め、無償で貸与します。

戸別受信機の有償貸与対象者

森町の住家に2台目以降の設置又は、事業所等で設置を希望される場合は、設置費等を含め、有償貸与となります。

[本体費用 / 88,000円 (1台税込み)]

本体費用への補助金制度

本体費用についてのみ補助金制度がありますので、役場防災交通課までお問い合わせください。

[補助金額 / 44,000円 (1台につき)]

戸別受信機の設置について

戸別受信機の設置を希望する方は、役場防災交通課窓口にて申し込みください。

なお、設置工事は、月2回程度を予定しておりますので、あらかじめご了承ください。

防災交通課 [防災係] ☎️ 1282

防災の出前講座について

町では、地域の防災力・防災意識の向上を目的として、町内会をはじめ町内企業や団体、グループなどを対象に町職員が講師として出向く防災出前講座を実施しています。

家庭や地域の災害リスクを確認し、災害に対する意識・知識の向上を図りましょう。

- | | |
|-------------|--|
| 講座内容 | ▶ 講話 (大雨、地震、津波、火山等)
▶ 避難所運営訓練 (図上訓練)、防災用品の展示と紹介等
※ 講座内容は一例です。内容についてはご相談ください。 |
| 対象 | 町内会や町内企業、町内在中の方で構成される任意の団体やグループ |
| 会場 | 申込者が確保してください |
| 費用 | 無料 ※ただし、会場費は申込者が負担してください |
| 申し込み | 開催予定日の概ね1か月前までに、電話でお申し込みください |

各課からのお知らせ

税務課 [町民税係] ☎1082

令和7年度国民健康保険税について

6月中旬に、国民健康保険の加入世帯の世帯主宛てに国民健康保険税の納税通知書を送付します。
 なお、令和7年度の税率や限度額は下記のとおりとなります。

● **課税限度額**^{*1}

地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、国民健康保険税の課税限度額が一部引き上げとなりました。※括弧内は前年度からの増減

	課税限度額
医療給付費分	66万円 (+1万円)
後期高齢者支援金分	26万円 (+2万円)
介護納付金分	17万円 (±0円)
計	109万円 (+3万円)

(※1) 課税限度額とは、1世帯(納税義務者)に課税される限度の金額(年額)のことです。

● **税率等の改正**

令和7年度の税率等は下記のとおりとなります。※括弧内は前年度からの増減

	所得割率	均等割額	平等割額	特定平等割額	特定継続平等割額
医療給付費分	8.53% (+0.39%)	28,400円 (+2,200円)	28,200円 (+1,700円)	14,100円 (+850円)	7,050円 (+425円)
後期高齢者支援金分	2.57% (▲0.12%)	9,000円 (±0円)	9,000円 (▲200円)	4,500円 (▲100円)	2,250円 (▲50円)
介護納付金分	1.99% (▲0.02%)	9,100円 (±0円)	7,100円 (▲100円)		

● **低所得世帯に対する軽減制度**

世帯全員の前年の所得が基準以下の場合、保険税の均等割額及び平等割額が軽減されます。

軽減割合	基準額
7割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の数 ^{*2} -1)以下
5割軽減	43万円+(30.5万円×被保険者数 ^{*3})+10万円×(給与所得者等の数 ^{*2} -1)以下
2割軽減	43万円+(56万円×被保険者数 ^{*3})+10万円×(給与所得者等の数 ^{*2} -1)以下

(※2) 一定の給与所得者(給与収入が55万円を超える方)と公的年金所得者(公的年金等の収入が60万円を超える65歳未満の方、または公的年金等の収入が125万円を超える65歳以上の方)をいいます。

(※3) 被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険から後期高齢者医療保険制度に移行した方を含みます。

● **未就学児に係る国民健康保険税(均等割額)の減免**

子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、国民健康保険に加入している未就学児がいる世帯に対して、未就学児の均等割額を一律で5割減免します。本減免については、既に低所得者世帯の均等割軽減が適用されている場合は、当該軽減後の均等割額から5割減免します(本減免に係る申請は不要)

▶未就学児の均等割額(一人あたりの年額)

低所得世帯に対する軽減制度の適用割合	医療給付費分	後期高齢者支援金分
7割軽減	4,260円	1,350円
5割軽減	7,100円	2,250円
2割軽減	11,360円	3,600円
軽減なし	13,250円	4,500円

※税額端数処理(100円未満切捨て)のため、減額後均等割額が異なる場合があります。

※減免後の税額が賦課限度額を超過する場合、賦課限度額が課税額になります。